第三十九条の六十九第三項中「第七号」を「第八号」に、「第八号から第十四号まで」を「第九号から第十六号まで」に改め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第五号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第六号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第七号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号及び第十六号において「平成三十年改正法」という。）附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定

第三十九条の六十九第三項に次の一号を加える。

十六　平成三十年改正法附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

第三十九条の六十九第四項中「第七号」を「第八号」に、「前項第八号から第十四号まで」を「前項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十九条の七十第一項及び第二項中「第七号」を「第八号」に、「前条第三項第八号から第十四号まで」を「前条第三項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十九条の七十一第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定

第三十九条の七十一第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十九条の七十二第四項第一号中「（次号」を「（同号」に改め、同条第十項中「係る合併法人」の下に「（当該被合併法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等（第十二項及び第十三項第二号において「株主等」という。）が同条第十二号の八に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式等の交付を受ける場合にあつては、当該法人。以下この項及び次項において「合併法人等」という。）」を加え、「合併法人に」を「合併法人等に」に改め、同条第十一項中「合併法人が」を「合併法人等が」に改め、同条第十二項中「係る分割承継法人」の下に「（当該分割法人の株主等が法人税法第二条第十二号の十一に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人（以下この項及び次項第二号において「分割承継親法人」という。）の株式等の交付を受ける場合にあつては、当該分割承継親法人。以下この項において「分割承継法人等」という。）」を加え、「分割承継法人に」を「分割承継法人等に」に改め、同条第十三項第二号中「係る分割承継法人」の下に「（当該分割型分割が適格分割型分割に該当し、かつ、当該分割法人の株主等が分割承継親法人の株式等の交付を受ける場合にあつては、当該分割承継親法人。次号及び第四号において「分割承継法人等」という。）」を加え、「第四号」を「同号」に、「当該分割承継法人」を「その分割承継法人」に改め、同項第三号中「分割承継法人が」を「分割承継法人等が」に、「当該分割承継法人」を「その分割承継法人」に改め、同項第四号中「分割承継法人」を「分割承継法人等」に改める。

第三十九条の九十第五項中「その各」を「その」に改め、「。第十項第一号イにおいて同じ」を削り、同条第六項中「若しくはその各」を「若しくはその」に、「又はその各」を「又はその」に改め、同条第七項中「第八十一条の八第一項」の下に「、第八十一条の八の二第一項」を加え、同条第八項中「係る所得」を「係る連結所得」に、「の所得」を「の連結所得」に改め、同条第十項第一号イ中「個別所得金額」を「第七項の規定に準じて計算した法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額」に改める。

第三十九条の九十の二第四項中「第八十一条の八第一項」の下に「、第八十一条の八の二第一項第三章第十五節の節名中「認定農地所有適格法人等」を「認定農地所有適格法人」に改める。

第三十九条の九十一第一項及び第三十九条の九十二第二項中「認定計画等」を「認定計画」に改める。

第三十九条の九十六の見出しを削り、同条第四項中「の額」を「（次項において「使途秘匿金の支出」という。）の額」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第六十八条の六十七第一項の規定の適用がある場合には、当該連結親法人又はその各連結子法人に係る法人税法第八十一条の十八第一項に規定する加算調整額は、法第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の六十七第六項第一号及び第四号に規定する政令で定める金額は、同条第一項」に改め、「と法人税法第八十一条の十八第一項第一号に掲げる金額との合計額」を削り、同項第二号中「その各」を「その」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第六十八条の六十七第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）、第一章の二（第二節を除く。）及び第四章並びに地方法人税法第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号若しくは第二項第一号又は第八十一条の十九第一項第一号、第三項第一号ロ若しくは第四項第一号ロ若しくは第二号ロに規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、当該金額から当該金額に含まれる法第六十八条の六十七第一項の規定（次号から第六号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の三十一第一項に規定する連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税の額から当該連結所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

三　法人税法第百三十五条第二項に規定する連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税法第百三十五条第二項に規定する連結所得に対する法人税の額から当該連結所得に対する法人税の額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

五　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

六　地方法人税法第二十九条第二項に規定する所得基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額から当該所得基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同条第一項に規定する所得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

第三十九条の九十六第七項及び第八項を削る。

第三十九条の九十七第二項第一号中「対価の額」を「時における価額」に改め、同項第二号中「譲渡の」の下に「時における有償によるその株式又は出資の譲渡により通常得べき」を加え、同条第七項中「当該計算した」を「その計算した」に改め、同条第十四項第三号を削り、同条第十八項中「当該受ける」を「その受ける」に改め、同条第十九項及び第二十項を次のように改める。

19　法第六十八条の六十八第十三項において準用する法第六十八条の六十七第六項第一号及び第四号に規定する政令で定める金額は、法第六十八条の六十八第一項及び第九項に規定する連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出したこれらの規定の適用がある土地の譲渡等に係る同条第二項第二号に規定する譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。